

令和8年3月2日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| 1 中井やまゆり園利用者支援等に関する内部通報について | 1 |
| 2 「神奈川DX計画」の改定案について | 3 |
| 3 令和8年度税制改正案の概要について | 8 |
| 参考資料1 「中井やまゆり園利用者支援等に関する内部通報について（概要）」 | |
| 参考資料2 「令和8年1月26日 中井やまゆり園内部通報事案調査結果報告書 （神奈川県公正・透明な職場づくり相談窓口）」 | |
| 参考資料3 「令和8年1月23日 中井やまゆり園内部通報事案調査結果報告書（別冊） （中井やまゆり園内部通報調査委員会）」 | |
| 参考資料4 神奈川DX計画（本編） | |
| 参考資料5 神奈川DX計画（施策集）（案） | |

1 中井やまゆり園利用者支援等に関する内部通報について

神奈川県立中井やまゆり園（以下「園」という。）において、「数多くの違法ないし不適切な利用者支援が行われている」とする「告発状」が、令和6年11月7日付けで県の内部通報窓口へ提出された。

内部通報外部調査員である池田耕介弁護士（以下「外部調査員」という。）の指示の下、内部通報窓口において調査を行い、その結果を園に通知したところ、園から対応結果が提出され、これを公表したので報告する。

(1) 調査の実施

内部通報窓口では、外部調査員の指示により通報内容を21の調査項目に整理し、医療・福祉の専門的知識を要する14項目については、学識経験者による「中井やまゆり園内部通報調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において調査を実施し、他の7項目は内部通報窓口のみで調査を行った。

(2) 調査・検証結果

調査委員会で調査した14項目については、6項目で法令違反（医薬品安全管理責任者未設置等）及び不適切事項（健康診断結果を家族に伝達していなかったこと等）が認められた。また、より良い施設運営のための「提言」などが出された。

なお、内部通報窓口のみで調査した他の7項目については、法令違反及び不適切事項は認められなかった。

(3) 園の対応

法令違反（医薬品安全管理責任者未設置等）及び不適切事項（健康診断結果を家族に伝達していなかったこと等）については、大半は既に改善措置を講じており、未了のものについても、今年度中に対処を完了する予定である。

また、提言については、利用者の生活をより良いものにするための貴重な内容であり、当事者目線の障害福祉を目指す園として真摯に受け止め、職員全体に周知・共有し、今後の利用者支援に誠実に取り組んでいく。

(4) 調査委員会からの総括的な提言

調査委員会からは、個別の調査項目とは別に、全体を総括する形で次のア～キの7つの提言が出されている。

- ア 利用者の高齢化、重度化への対応について
- イ 人員体制の充実強化について
- ウ 各利用者の特性に応じた支援方法の検討について
- エ 切れ目のない支援ができる体制整備について
- オ 本人、家族・後見人等とのコミュニケーションの充実について
- カ 職員間の良好な関係の構築について
- キ 当事者目線の障害者福祉実現に向けた取組について

(参考) 中井やまゆり園内部通報調査委員会委員名簿 (五十音順)

| 氏名 | 就任時役職 | 区分 | 備考 |
|-------|-----------------------|----------|-----------|
| 伊藤 崇博 | 社会福祉法人常成福祉会理事長 | 障害福祉 | |
| 小澤 温 | 筑波大学名誉教授 | 障害福祉 | 委員長 |
| 渋谷 治巳 | 一般社団法人REAVA理事長 | 障害福祉 | |
| 野村 健介 | 島田療育センター医務部長兼外来統括 | 医療 | |
| 山崎 祥光 | 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士 | 法律 医療 | 委員長 代理 |

<別添参考資料>

- ・参考資料1 「中井やまゆり園利用者支援等に関する内部通報について (概要)」
- ・参考資料2 「令和8年1月26日 中井やまゆり園内部通報事案調査結果報告書 (神奈川県公正・透明な職場づくり相談窓口)」
- ・参考資料3 「令和8年1月23日 中井やまゆり園内部通報事案調査結果報告書 (別冊) (中井やまゆり園内部通報調査委員会)」

2 「神奈川DX計画」の改定案について

(1) 改定の趣旨

本県では、令和6年3月に「神奈川DX計画」（以下「計画」という。）を策定し、県民の安全安心や利便性の向上を図ることを目的とする「くらしのデジタル化」と、それを支えるため行政内部の業務全般の効率化を図ることを目的とする「行政のデジタル化」という2つの側面から、デジタル技術及びデータの利活用に積極的に取り組み、計画が掲げるビジョンである「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」を目指すこととしている。

このたび、令和8年度当初予算編成を踏まえ、新たな施策を計画の施策集に位置付けるなどの改定を行う。

(2) 改定の内容

ア くらしのデジタル化

(ア) 施策数

| 施策分野 | 新規 | 見直し |
|----------|----|-----|
| 子ども・若者 | 1 | 3 |
| 教育 | 1 | 2 |
| 未病・健康長寿 | — | 6 |
| 文化・スポーツ | — | — |
| 観光・地域活性化 | 1 | 4 |
| 経済・労働 | — | 4 |
| 農林水産 | 1 | 1 |
| 脱炭素・環境 | — | — |
| 生活困窮 | 1 | — |
| 共生社会 | — | 1 |
| くらしの安心 | 2 | 2 |
| 危機管理 | 2 | 1 |
| 都市基盤 | 4 | 1 |
| 合計 | 13 | 25 |

(イ) 施策内容

別添「施策一覧」のとおり

イ 行政のデジタル化

(ア) 施策数

| 取組事項 | 新規 | 見直し |
|-----------------|----|-----|
| 新しいデジタル技術の利活用 | 1 | 2 |
| データ利活用 | 1 | 1 |
| 行政手続の電子化 | 2 | 3 |
| マイナンバーカードの普及促進等 | — | — |
| 情報システムの標準化・共通化 | — | 2 |
| セキュリティ対策の徹底 | — | — |
| デジタル人材育成 | — | — |
| 市町村連携・支援 | — | 1 |
| ICTインフラ整備 | 2 | 3 |
| 合計 | 6 | 12 |

※くらしのデジタル化に位置付ける施策を除く。

(イ) 施策内容

別添「施策一覧」のとおり

(3) 今後の予定

令和8年3月 計画を改定

令和8年6月 第2回県議会定例会に計画の施策集に位置付けている
施策の点検結果を報告

<別添参考資料>

- ・参考資料4 神奈川DX計画（本編）
- ・参考資料5 神奈川DX計画（施策集）（案）

施策一覧

1 くらしのデジタル化

(1) 新規施策 13件

| 施策番号 | 施策名 |
|-------|------------------------------------|
| 1-9 | 新児童相談所ネットワークシステム整備 |
| 2-23 | 生成A Iによる校務支援事業 |
| 5-9 | 移住・定住促進ポータルサイトの運用等 |
| 7-8 | 漁港台帳等の電子化 |
| 9-11 | 女性等支援システム |
| 11-10 | 運転免許学科試験のシステム化 |
| 11-11 | 運転免許センター音声応答システムの導入 |
| 12-10 | 「耳で聴くハザードマップ」アプリの導入 |
| 12-11 | 避難者支援システムの実証事業 |
| 13-28 | 道路財産管理図面の電子化 |
| 13-29 | 建築計画概要書等閲覧交付システムの機能拡張（開発登録簿 閲覧交付） |
| 13-30 | 建築計画概要書等閲覧交付システムの機能拡張（インターネット閲覧交付） |
| 13-31 | 建築確認に係る確認審査報告書等の電子収受 |

(2) 成果指標や取組スケジュールを見直す施策 25件

| 施策番号 | 施策名 |
|------|------------------------------|
| 1-5 | 恋カナ！サイトインターネット広告 |
| 1-7 | 予期しない妊娠等相談支援事業 |
| 1-8 | プレコンセプションケア推進事業 |
| 2-4 | 生徒用無線 LAN 等整備 |
| 2-20 | グループウェアシステムの再構築 |
| 3-2 | 未病関係データ分析事業 |
| 3-5 | 遠隔 ICU 体制整備促進事業費補助 |
| 3-6 | 地域医療介護連携ネットワーク |
| 3-7 | オンライン診療等に活用する情報通信機器整備への補助 |
| 3-11 | ケアラー支援事業 |
| 3-18 | 認知症行方不明等 SOS ネットワーク広域依頼システム |
| 5-3 | ウェブサイト・SNS を活用した神奈川の観光情報の発信等 |
| 5-4 | 国内観光客誘致のためのプロモーション |
| 5-5 | オンライン商談会への参加 |

| 施策番号 | 施策名 |
|-------|-------------------------|
| 5-8 | 東京都等との連携事業 |
| 6-2 | 中小企業ロボット産業参入促進事業 |
| 6-3 | デジタル人材ニーズの掘り起こしとマッチング支援 |
| 6-5 | 障害者のテレワーク推進事業 |
| 6-7 | 小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助 |
| 7-4 | 定置網漁業のスマート化 |
| 10-1 | ともいきメタバース推進事業 |
| 11-5 | 暗号資産追跡システムの導入 |
| 11-8 | 交番等遠隔管理システム |
| 12-9 | 災害時福祉施設情報共有データベース開発 |
| 13-27 | 海岸台帳の電子化 |

2 行政のデジタル化

(1) 新規施策 6件

| 施策番号 | 施策名 |
|-------|--------------------------------|
| 14-14 | 県民向け狩猟免許試験等の問合せ用 AI チャットボットの導入 |
| 15-7 | e-かなマップの庁内編集機能拡充・運用 |
| 16-12 | 県営住宅入居申込のオンライン化 |
| 16-13 | eL-QR の税外公金への活用に係るシステム改修・運用 |
| 22-37 | 予算編成システムの再構築 |
| 22-38 | 廃棄物自主管理事業 HP 改修 |

(2) 成果指標や取組スケジュールを見直す施策 12件

| 施策番号 | 施策名 |
|-------|-------------------------|
| 14-9 | 海岸侵食等の状況を 3 次元点群データで管理 |
| 14-10 | 3 次元点群データによる河川の維持管理 |
| 15-1 | データ統合連携基盤の運用 |
| 16-1 | 行政手続のオンライン化の推進 |
| 16-5 | 自動車税環境性能割税額検索 Web サイト構築 |
| 16-10 | 自動車税申告書作成支援システムの導入 |
| 18-1 | 児童扶養手当システム改修 |
| 18-2 | 生活保護総合情報システム標準化 |
| 21-2 | 市町村 DX 推進事業 |
| 22-4 | 行政情報ネットワーク（整備工事） |

| 施策番号 | 施策名 |
|------|-----------------|
| 22-5 | 庁内無線 LAN の整備・運用 |
| 22-9 | 共通基盤システム運用 |

※くらしのデジタル化に位置付ける施策を除く。

3 令和8年度税制改正案の概要について

令和8年度税制改正については、本年2月に地方税法の一部改正案が閣議決定され、第221回国会に提出された。令和8年度税制改正のうち、地方税関係の概要は次のとおりである。

(1) 個人住民税

ア いわゆる「年収の壁」引上げ

物価上昇局面における税負担の調整への対応として、個人住民税の給与所得控除の最低保障額を、65万円から74万円に引き上げる。（令和9年度分から適用）

| | | |
|--------|------------------|----------------|
| 現 行 : | 1 1 0 万円 | |
| | 給与所得控除 6 5 万円 | 基本額等 4 5 万円 |
| | + 9 万円 | 変更なし |
| 見直し案 : | 1 1 9 万円 | |
| | 給与所得控除 7 4 万円 | 基本額等 4 5 万円 |

イ ひとり親控除の拡充

ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の控除額を30万円から33万円に引き上げる。（令和10年度分から適用）

ウ ふるさと納税制度の見直し

- ・ ふるさと納税をした者に適用される特例控除の額について、所得に応じて上限なく増える仕組みを見直し、新たに193万円（給与収入1億円相当）の上限を設ける。（令和9年寄附分から適用）
- ・ 総務大臣がふるさと納税の対象となる地方団体を指定する制度について、適正な運用を確保する観点から、指定取消期間を3年以内（現行：一律2年）とするとともに、最大5年前（現行：最大2年前）の違反事案について指定取消を可能とする。

エ 県民税利子割に係る清算制度の導入

銀行預金利子等に課される県民税利子割について、インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みを維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税込帰属を調整する清算制度を導入する。（令和8年度分から適用）

(2) 自動車関係諸税

ア 自動車税環境性能割（取得時課税）の廃止

- ・ 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、自動車税環境性能割を、令和7年度末をもって廃止する。
- ・ 令和8年度の減収分については、国が地方特例交付金により全額補填する。

イ 自動車税種別割（保有時課税）の名称変更とグリーン化特例の延長

- ・ 「自動車税種別割」は、「自動車税」に名称を変更する。
- ・ 燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減（軽課）し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする（重課）措置（グリーン化特例）について、2年間延長する。

ウ 軽油引取税の当分の間税率の廃止

- ・ 軽油引取税の当分の間税率を、令和8年4月1日に廃止する。
- ・ 令和8年度の減収分については、国が地方特例交付金により全額補填する。

(3) 地方税法が改正された場合の本県の対応案

令和8年度税制改正に伴う地方税法の一部改正案は、現在開会中の第221回国会で審議中であるが、法案の成立時期によっては、本年4月1日から施行する必要がある神奈川県県税条例の改正について、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただく可能性がある。